

A・スミス D・リカード J・S・ミルにおける

公債に関する理論の展開 III

——古典学派における財政思想 (6) ——

箕 浦 格 良

五

A・スミスに従へばその当時の国情を觀察して政府の債権者たり得るものは商人である。従つて商業都市を有しない国家にありては公債の發展はあり得ないのである。商人は公債を所有することによつてその資本 *capital* を有利に回轉せんと欲しその資本を公債を所有することによつて減少せしめんとすることよりは寧ろ資本の増殖を目的として所有するものである。従つて商業都市を有する国家にありても公債は商人の資本の利殖に有利なる条件によらなければ起債され得ない。又その發展は考へ得られないのであるとなし、戦争遂行の為の國家経費調達的手段として増税によることよりは國民の經濟上の苦痛を感ぜず従つてそこには國民の抵抗が少ない公債によつて行方方が容易であり一時に巨額の資金の調達を可能ならしむるものであるが然しながら平時の行政費の不足に対する臨時費について之が補填をはからんとして新しい租税を創設することについての國民の抵抗をおそれて

減債基金を流用せんとする。この悪用は公債償還の延期となつても国民の抵抗は少ないので簡単にして容易なる方法ではあるが危険にして破壊的な方法であると論じ之を戒めているのである。そうして「イギリスにおいて公債がはじめて採用されたのは一六八八年から一六九七年のときであつた。即ちイギリスにおいて現在の巨額の負債の基礎がはじめて置かれたのは一六八八年にはじまり一六九七年リスウエイク Ryswick 条約⁽¹⁾を以て終結したる戦争のときに置かれたものである。イギリスにおいてこの永久公債の起債という破壊的な手段を採用して以来平和の時代における公債の削減が戦時における公債の累積と比較することのできる程度になつたことはいままで且つてなかつたのである」⁽²⁾と述べて公債のイギリスにおける累積過程を述べている。即ち「一六九七年十二月三十一日現在ではイギリスにおける公債は長期公債及び不確定公債を合して二一、五一五、七四二ポンド一三シリング八ペンス二分の一に達したのであつた。これ等の公債の大部分は短期公債であり先借にもとづいたものであり、その一部分は終身年金であつた。然しこれ等の公債は一七〇一年十二月三十一日までの四年未満の間においてその一部は償還せられ又その一部は国庫に帰属しその額は五、一二一、〇四一ポンド一シリング〇ペンス四分の三であつた。即ち一六九七年から一七〇一年までの間において五百万ポンド強の減少をみたのであるが、いままでこのような巨額の債務が短期間に減少したことはなかつたのである。従つて公債の残高は一六、三九四、七〇一ポント一シリング七ペンス四分の一になつた」⁽³⁾と述べてその後における戦時公債の累積の増減の状況について詳細なる検討が加へられている。⁽⁴⁾

斯くしてその当時のイギリスにおいては短期公債、長期公債の兩者を合せて実に巨額なるものになるのであるが、その後相次いで発生する戦争は益々公債の累積を増大せしめている。然し公債は償還せらるべきものである

が戦争の継続中は公債の償還計画を樹てすることは不可能である。従つて平時においてその償還計画が樹てられることになるのであるが、戦争経費を巨額なる公債によって負担すれば平時になつてもその負担は継続するものである。即ち公債はすべてその利子を支払はなければならぬものである。短期公債は元本の償還に迫まらなければならない。長期公債は長期に亘つて公債の存続するかぎり利子の支払が継続されていくものである。そうしてこれ等の財源をなすものは租税であるからである。公債償還の目的で設定せられたる減債基金は一般には利子の引下げによつて造られるのである。イギリスにおける減債基金は利子の引下げによつて出来たものであり、減債を目的とする租税の剰余によつて出来たものではなかつた。その後も減債基金を増加する目的をもつて利子引下げの政策が採られている。又累積する公債の償却手段として新規公債との借換、短期公債の長期公債への借換などの政策が採られている。然し公債の償還は主として公債利子の引下げによつて行なはれ、又特定の租税により行なはれたのであつて経常費の節約によつて負担せられたものではなかつたのである。⁽⁶⁾ そうしてA・スミスによれば平時における行政費の不足に対する減債基金からの流用は悪用であるとなし、⁽⁷⁾ これまでに一般行政費の節約によつて減債されたる金額は極めて少なるものである。「現在の状態の如き経常収入によつて為すことのできる節約によつて公債が完全に償還されてしまふと期待することは全くの空想である」⁽⁸⁾ と論ずるのである。即ちA・スミスによれば租税によつて戦争経費が調達されるときは国民の経済的苦痛は大なるものであるとしても戦争終結とともに戦争経費に充当せられている租税は廃止されるであらう。又その他の租税にしても軽減されることになり資本の蓄積力は回復するものであるが戦争経費調達の手段を公債によるときはそれは容易なる手段であるが平和が回復されて公債の発行が停止されても公債の利子の支払は一般課税によつて保証されているのであるから負担は継

続するものであり、それだけ資本蓄積力を阻害すると考へるのである。⁽⁹⁾

註(1) リスウェイクはヘイグに近いオランダ南部の村で、リスウェイク条約はルイ十四世とオランダ、イギリスと締結せられた平和条約である。(大内兵衛譯「國富論」(五) 四〇頁)

(2) Adam Smith, *Wealth of Nations*, pp. 873-874.

(3) Adam Smith, *ibid.*, p. 874.

(4) A・スミスによれば一七〇二年に開始せられウトレヒト Utrecht 条約によって終結した戦争において公債は尚一層の累積をみたのである。一七一四年十二月三十一日において公債は五三、六八一、〇七六ポンド五シリング六ペンス二分の一にのぼった。南海会社基金に対して長期年金及び短期年金を繰り入れたために更に元金が増大して一七二二年十二月三十一日にはそれは五五、二八二、九七八ポンド一シリング三ペンス六分の五になった。公債の償還は一七二三年にはじめられたが極めてゆっくりとつづけられたので十七年に亘る極めて平和な時代を経て一七三九年十二月三十一日に至りても現実に償還された額は八、三二八、三五四ポンド一七シリング一ペンス二分の三に過ぎなかった。その時の公債の元本は四六、九五四、六二三ポンド三シリング四ペンス二分の七であった。(Adam Smith, *ibid.*, p. 874.) 一七三九年に始まったスペイン戦争 *The Spanish War* 及びそれにつづいたフランス戦争 *The French War* においては尚一層公債が増大したのである。この戦争がエークス・ラ・シャペル *Aix la Chapelle* 条約によって一七四八年十二月三十一日終結したとき公債は七八、二九三、三一一三ポンド一シリング一〇ペンス四分の三となっていた。これより先十七年もの間つづいてきた極めて平和な時代を通じて減少させることのできたものは八、三二八、三五四ポンド一七シリング一ペンス二分の三にすぎなかったのである。然るに九年間しか続かなかった戦争によって増大したものは三一、三三八、六八九ポンド一八シリング六ペンス六分の一だったのである。(James Postlethwayt, *History of the public revenue*, pp. 42, 143-145, 147, 224, 300.) (Adam Smith, *ibid.*, p. 874.) ケラム Pelham の施政期間中であつて公債の利率は四パーセントから三パーセントに切り下げられた。又少くともその利率切り下げの措置が講ぜられたのである。これがため減債基金が増加し、公債の一部が償還されたのである。一七五五年このまえの戦争開始前イギリスの長期公債は七二、二八九、六七三ポンドにのぼった。(The Present State of the Nation, Particularly with respect to its Trade,

Finances, etc., addressed to the King and both Houses of Parliament, 1768 (written under the direction of George Grenville by William Knox, p. 28) 一七六三年一月五日平和回復のときにおける長期公債は一二二、六〇三、三三六ポンド八シリング二ペンス四分の一になった。(Anderson, *Commerce, postscript ad init.*) そうして短期公債は一三、九二七、五八九ポンド二シリング二ペンスといはれたのである。然しながら戦争のために必要となった経費の負担は平和が締結せられても終らなかつたのである。〔But the expenses of the war did not cease with its operation. — *Considerations*, p. 4.〕 そのため一七六四年一月五日には一部は新規の起債行為により一部は短期公債を長期公債に借換して (Ibid., p. 5) 長期公債は増加し一二九、五八六、七八九ポンド一〇シリング一ペニー四分の三に増大してきた。〔The account is given in the Continuation of Anderson's *Commerce*, A. D. 1764, vol. iv, p. 58, in ed. of 1801. The “*ad. should be*” “*ad.*” それでイギリスの貿易と財政に関する極めて博識な著者によれば (Considerations on the Trade and Finances of this Kingdom and on the measures of administration with respect to those great national objects since the conclusion of the peace, by Thomas Whately, 1766, p. 22. この書は George Grenville の著書としばしばはれている)。その年その翌年の計算にせられた短期公債は九、九七五、〇一七ポンド一ニシリング二ペンス四分の一五であった。従つて、一七六四年におけるイギリスの短期公債、長期公債の合計はこの著者によれば一三九、五一六、八〇七ポンド二シリング四ペンスに達したことになるのである。このほかに一七五七年に新規の公債の応募者に奨励金として与へた終身年金は十四年間の年金価格を以て購売価格として算定すると四七二、五〇〇ポンドと評価されたのである。更に一七六一年及び一七六二年において同じく奨励金として与へられた長期年金は二十七年半の間のその購売価格を以て計算して六、八二六、八七五ポンドと評価されたのである。(Considerations, p. 4) 慎重なる真実のペラムの愛国的行政においても六〇〇万ポンドの古い公債を償還することはできなかったのである。これに反してこれと殆んど同じ期間つづいた戦争のために七、五〇〇万ポンドをこへる新規の公債が起債されたのである。(Adam Smith, *ibid.*, pp. 474—475.) 一七七五年一月五日イギリスの長期公債は一二四、九九六、〇八六ポンド一シリング六ペンス四分の一となった。短期公債は巨額の皇室費を除いて四、一五〇、二三六ポンド三シリング一ペンス八分の七となった。この双方を合算すると一二九、一四六、三二二ポンド五シリング六ペンスののぼつたのである。この計算によつてみれば十一年間の平和な時代を通じて償還された公債は僅かに一〇、四一五、四七四ポンド一六シリング九ペンス八分の七にすぎなかつたことになる。

この僅かな金額の償還できへそれがすべて国家の經常収入の節約によつてできたものではなく、この經常収入とは全く關係のないいくつかの外部からの金額が与つて貢献しているのである。之等のものは地租のポンド税 *the pound land tax* に対して一シリングを追加して徴収し東印度会社から土地を獲得した賠償としてうけとつた二〇〇万ポンド及びイングランド銀行からその特許状の更新に當つてうけとつた一百万ポンドである。この外フランスからの戦利品の利益金六九〇、四四九ポンド一八シリング九ペンス、フランス人俘虜に対する賠償金 六七〇、〇〇〇ポンド、割讓諸島の売却により得られたもの 九五、五〇〇ポンド、この合計 一、四五五、九四九ポンド一八シリング九ペンスで、これが主なるものであるが、これはこの前の戦争によつて發生したものであるから、この戦争経費の中から控除すべきものと考へるのが適當であろう。もしも我々がこの金額にチャタム伯 *the earl of Chatham* 及びカルクラフト *Calcraft* の会計残高とその他同じ種類の軍事費の節約とをイングランド銀行、東印度会社よりの収入及び地租のポンド税の徴収金を加へるならばその金額は五〇〇万ポンドを超へなければならぬ。従つて平和が回復してから国家の經常収入における節約によつて公債の償還に當てられたものは年々平均して年額五〇万ポンドには及ばなかつたのである。平和が回復してから減債基金はかなり増加してきたことはたしかである。このことは償還された公債があり、償還の公債の利率が四パーセントから三パーセントに引下げられたこと、期限の到来したる終身年金があることによるものである。もし平和が継続していたならばこの基金のなから公債の償却のために毎年約一〇〇万ポンド位は、充当することができたであろうと思はれる。昨年中には更に一〇〇万ポンドが償還されたのであつたが、それと同時に未払皇室費に対する債務が増大している。そうして今我々は新しい戦争の渦中にあり、この戦争経費は今迄の諸戦争にもまして経費が増大するであろうと思はれる。「この戦争が今迄の諸戦争に比較してその経費が増大することは事実となつた。そうしてこのため我國は更に一億ポンドの公債が増大した。十一年にわたる平和の時代を通じて償還された公債は一、〇〇〇万ポンドを少し超へた程度のものであつた。又七年戦争中にも一億ポンドを超へる公債が払いこまれてゐる。(この註ははじめて第三版に現れている)。次の会戦が終るまでに起債されるであろうと思はれる公債のみにも國家の經常収入を節約して償還された公債の総額以上になるものと思はれるのである。(Adam Smith, *ibid.*, pp. 875-876.)」と述べてその当時のイギリスにおける戦争公債の累積とその償却状況について説明してゐる。

(16) Adam Smith, *ibid.*, pp. 872, 874-875. 註(4)

- (6) Adam Smith, *ibid.*, p. 875. 註(4)
- (7) Adam Smith, *ibid.*, p. 873. 註(4)
- (8) Adam Smith, *ibid.*, p. 876.
- (9) 井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」 二八五頁

六

A・スミスにありては国家活動はすべて不生産的労働であり、従って不生産的なる国家活動遂行に必要な「家経費はすべて不生産的消費であるとの前提に立っている。そうしてA・スミスは国家の必要経費が租税によって充たせられるときは不生産的労働を不生産的部門から他の不生産的部門に転換するのみであり之が公債によって調達するということは戦時中国民が節約をつづけ得るといふ利益があるのみである。租税に比較して公債は旧資本を破壊することが大であるが然し新しい資本の蓄積又は獲得に対する害が少ない。従って国家の浪費と乱費のために社会の総資本のなかに発生する亀裂を国民の節約と勤勞とによって補うことができるという。⁽¹⁾戦争経費が租税によって充たせられるならばその租税は終戦とともに廃止されるからである。公債に比較して個人の蓄積力も戦時中は少ないかもしれないが平和の間はそれが大きくなるであろう。戦争は必ずしも古い資本の破壊をおこさなかったであろう。又平和は新しい資本の蓄積を大ならしめたであろう。一般に戦争は速かに終結し慎重に始められるにいたるであろう。即ち国民が戦争期間中の負担が全部自己に帰属すると感ずるならば程なくそれにあきるであろう。又国家は国民をよるこぼせるため必要以上に戦争をながびかせないようにするであろう。戦争による負担が重く不可避的なものと予想するならば国民も戦争によって獲得すべき真の確實なる利益がな

いときはみだりに戦争を要望しなくなるであろう。そうして個人の蓄積する能力がある程度そこなはれる期間は一稀にしか発生しなくなり又戦争継続期間は比較的短期に終ることになる。公債により戦争経費の調達されるときに比較してその能力が最も活発である期間をはるかに長くつづくであろうといふ⁽²⁾。そうして公債が一定の進歩をとげると公債のために増加する租税は戦時中に他の制度がそこなうと同じ程度に平時においてさへ個人の蓄積能力を害するものである。イギリスにおける現在の平時収入は年額一〇〇万ポンド以上になっている。この収入が自由にして抵当に入っていない⁽³⁾ならばこの金額は適切に運用すれば少しも起債をなさなくても勇壯なる戦争をなすことができるであろう。従つて現在の平和なる時代においてイギリス国民の個人の収入が負担する程度とその蓄積能力が害されている程度とは公債という有害なる制度が採られることがなかったならば戦争経費の最も大きいときの程度と同じである⁽⁴⁾と述べ、之について公債の利子の支払は右手が之を払つて左手に渡たるものである⁽⁵⁾といはれてきた。そうして貨幣はその国からでていくものではない。国民の一角が国民の他の一角にその収入の一部が移転していくのみであつて国民は少しも貧しくなるものではないといふものがある。これはすべて重商主義 mercantile system による詭弁である。この説はすべての公債はその国の国民に対する負債であると仮定しているが、これはもとより眞実なるものではない。オランダその他数個国の国民がイギリス公債を相当多額に所有しているのである。すべての債務がその国の国民に対するものであると考へても、そのためにそれが有害のものではなくなるものではないであらうと論じ⁽⁶⁾、公債の一部又は全部が内国人によつて所有されようとして外国人によつて所有されようとする効果に何等の差異を生ずるものではないと述べている。即ち公債の利子の支払は流通過程のことであつて単に国民の収入の或る部分から他の部分に移転していくにすぎないものであり、従つて国民全体とし

ては公債の利子の負担によつて窮乏となることはないと言張するは誤りであり、これは公債の所有者が内国人たることを前提としているが現実には公債は外国人によつても多く所有されている。故に公債利子の支払が国内における所得の移転にすぎないという説明は誤りである。公債がすべて内国人によつて所有されていると考へてもこの意見は成立しないと論ずるのである。即ちA・スミスにありては利子を支払うときの作用は一国内の生産力を阻害すると考へるのである。斯くしてA・スミスは租税と公債の効果を比較して戦争経費調達的手段としての優劣を検討して租税を優秀なるものとするのである。

D・リカアドオにありても公債の累積的作用をうれい、租税と公債についての効果を比較検討している。D・リカアドオに従へば「巨額の負債を累積せしめた國は、最も不自然なる地位に置かれる。而して租税金額及び騰貴せる労働の價格は、これ等の税を納めるといふ、避くべからざる不利益を除けば、外國との關係に於て、他に何等の不利益をその國に蒙らしめないかも知れず、また蒙らしめぬと私は信ずるけれども、而かも猶ほ、各納税者に取つては、その肩を負担から抜き、この支拂を己れ自身から他人へ轉嫁することが、その利益となる。而して己れ自身とその資本とを斯る負担を免るべき他國に移さんとする誘惑は、終に抗拒し難きものとなつて、人がその出生の土地を去り、少時の追憶を伴ふ場所を去るに當つて常に感ずる、自然の嫌厭の情に打ち克つに至るのである。この不自然なる制度に伴ふ困難の渦中に陥つた國に取つては、その財産中から負債償却の爲め必要なるべき部分を犠牲にして、それから身脱けするのが賢明の處置たるものであらう。一個人にあつて賢明なることは、一國民にあつても同じく賢明なることである。五〇〇磅の所得を生ずる一〇、〇〇〇磅を所有して、その中から年々負債の利息を支拂はねばならぬ人は、實は八、〇〇〇磅の資産を有するに過ぎないのであつて、引續き年々

一〇〇磅を支拂つても、或は一時に、一回限り二、〇〇〇磅を犠牲にしても、その貧富は變らぬであらう。併し、人は問ふ、彼れがこの二、〇〇〇磅を得んが爲めに賣却しなければならぬその財産の購買者は、果して何處に居るのであらうかと。答へは明白である。この二、〇〇〇磅を受取るべき國の債權者は、その資金の爲めに投資の途を求めらるであらう。而して之を地主または製造業者に貸附るか、或は彼等からその處分すべき財産を購入する氣持になつて居るであらう。斯る支拂には、公債所有者自身も大に貢獻するところがあるであらう」と論じて、かくて財産税の施行については極めて困難を伴ふものではあるが臨時財産税の施行の必要を主張し一般租税の如く永く繼續してその負擔は残らないものであるとなし「この案は既に屢々獻策されたことのあるものであるが、吾々は遺憾ながら之を採用するだけの智も徳も持つてゐないらしい。併し平時の間に、吾々の不斷の努力は須らく戦時中に契約せられた負債部分の償却に向けられねばならぬといふこと、また苦痛軽減の誘惑や現在の——望むらくは一時の——困苦より逃れんと欲する情に動かされて、彼の大目的に對する吾々の注意を弛緩せしめることがあつてはならぬといふことは、之を承認しなければならぬ」と述べている。⑧) ⑨) ⑩) ⑪) ⑫) ⑬) ⑭) ⑮) ⑯) ⑰) ⑱) ⑲) ⑳) ㉑) ㉒) ㉓) ㉔) ㉕) ㉖) ㉗) ㉘) ㉙) ㉚) ㉛) ㉜) ㉝) ㉞) ㉟) ㊱) ㊲) ㊳) ㊴) ㊵) ㊶) ㊷) ㊸) ㊹) ㊺) ㊻) ㊼) ㊽) ㊾) ㊿) ㉠) ㉡) ㉢) ㉣) ㉤) ㉥) ㉦) ㉧) ㉨) ㉩) ㉪) ㉫) ㉬) ㉭) ㉮) ㉯) ㉰) ㉱) ㉲) ㉳) ㉴) ㉵) ㉶) ㉷) ㉸) ㉹) ㉺) ㉻) ㉼) ㉽) ㉾) ㉿) ㊰) ㊱) ㊲) ㊳) ㊴) ㊵) ㊶) ㊷) ㊸) ㊹) ㊺) ㊻) ㊼) ㊽) ㊾) ㊿) ㏀) ㏁) ㏂) ㏃) ㏄) ㏅) ㏆) ㏇) ㏈) ㏉) ㏊) ㏋) ㏌) ㏍) ㏎) ㏏) ㏐) ㏑) ㏒) ㏓) ㏔) ㏕) ㏖) ㏗) ㏘) ㏙) ㏚) ㏛) ㏜) ㏝) ㏞) ㏟) ㏠) ㏡) ㏢) ㏣) ㏤) ㏥) ㏦) ㏧) ㏨) ㏩) ㏪) ㏫) ㏬) ㏭) ㏮) ㏯) ㏰) ㏱) ㏲) ㏳) ㏴) ㏵) ㏶) ㏷) ㏸) ㏹) ㏺) ㏻) ㏼) ㏽) ㏾) ㏿) 㐀) 㐁) 㐂) 㐃) 㐄) 㐅) 㐆) 㐇) 㐈) 㐉) 㐊) 㐋) 㐌) 㐍) 㐎) 㐏) 㐐) 㐑) 㐒) 㐓) 㐔) 㐕) 㐖) 㐗) 㐘) 㐙) 㐚) 㐛) 㐜) 㐝) 㐞) 㐟) 㐠) 㐡) 㐢) 㐣) 㐤) 㐥) 㐦) 㐧) 㐨) 㐩) 㐪) 㐫) 㐬) 㐭) 㐮) 㐯) 㐰) 㐱) 㐲) 㐳) 㐴) 㐵) 㐶) 㐷) 㐸) 㐹) 㐺) 㐻) 㐼) 㐽) 㐾) 㐿) 㑀) 㑁) 㑂) 㑃) 㑄) 㑅) 㑆) 㑇) 㑈) 㑉) 㑊) 㑋) 㑌) 㑍) 㑎) 㑏) 㑐) 㑑) 㑒) 㑓) 㑔) 㑕) 㑖) 㑗) 㑘) 㑙) 㑚) 㑛) 㑜) 㑝) 㑞) 㑟) 㑠) 㑡) 㑢) 㑣) 㑤) 㑥) 㑦) 㑧) 㑨) 㑩) 㑪) 㑫) 㑬) 㑭) 㑮) 㑯) 㑰) 㑱) 㑲) 㑳) 㑴) 㑵) 㑶) 㑷) 㑸) 㑹) 㑺) 㑻) 㑼) 㑽) 㑾) 㑿) 㒀) 㒁) 㒂) 㒃) 㒄) 㒅) 㒆) 㒇) 㒈) 㒉) 㒊) 㒋) 㒌) 㒍) 㒎) 㒏) 㒐) 㒑) 㒒) 㒓) 㒔) 㒕) 㒖) 㒗) 㒘) 㒙) 㒚) 㒛) 㒜) 㒝) 㒞) 㒟) 㒠) 㒡) 㒢) 㒣) 㒤) 㒥) 㒦) 㒧) 㒨) 㒩) 㒪) 㒫) 㒬) 㒭) 㒮) 㒯) 㒰) 㒱) 㒲) 㒳) 㒴) 㒵) 㒶) 㒷) 㒸) 㒹) 㒺) 㒻) 㒼) 㒽) 㒾) 㒿) 㓀) 㓁) 㓂) 㓃) 㓄) 㓅) 㓆) 㓇) 㓈) 㓉) 㓊) 㓋) 㓌) 㓍) 㓎) 㓏) 㓐) 㓑) 㓒) 㓓) 㓔) 㓕) 㓖) 㓗) 㓘) 㓙) 㓚) 㓛) 㓜) 㓝) 㓞) 㓟) 㓠) 㓡) 㓢) 㓣) 㓤) 㓥) 㓦) 㓧) 㓨) 㓩) 㓪) 㓫) 㓬) 㓭) 㓮) 㓯) 㓰) 㓱) 㓲) 㓳) 㓴) 㓵) 㓶) 㓷) 㓸) 㓹) 㓺) 㓻) 㓼) 㓽) 㓾) 㓿) 㔀) 㔁) 㔂) 㔃) 㔄) 㔅) 㔆) 㔇) 㔈) 㔉) 㔊) 㔋) 㔌) 㔍) 㔎) 㔏) 㔐) 㔑) 㔒) 㔓) 㔔) 㔕) 㔖) 㔗) 㔘) 㔙) 㔚) 㔛) 㔜) 㔝) 㔞) 㔟) 㔠) 㔡) 㔢) 㔣) 㔤) 㔥) 㔦) 㔧) 㔨) 㔩) 㔪) 㔫) 㔬) 㔭) 㔮) 㔯) 㔰) 㔱) 㔲) 㔳) 㔴) 㔵) 㔶) 㔷) 㔸) 㔹) 㔺) 㔻) 㔼) 㔽) 㔾) 㔿) 㕀) 㕁) 㕂) 㕃) 㕄) 㕅) 㕆) 㕇) 㕈) 㕉) 㕊) 㕋) 㕌) 㕍) 㕎) 㕏) 㕐) 㕑) 㕒) 㕓) 㕔) 㕕) 㕖) 㕗) 㕘) 㕙) 㕚) 㕛) 㕜) 㕝) 㕞) 㕟) 㕠) 㕡) 㕢) 㕣) 㕤) 㕥) 㕦) 㕧) 㕨) 㕩) 㕪) 㕫) 㕬) 㕭) 㕮) 㕯) 㕰) 㕱) 㕲) 㕳) 㕴) 㕵) 㕶) 㕷) 㕸) 㕹) 㕺) 㕻) 㕼) 㕽) 㕾) 㕿) 㖀) 㖁) 㖂) 㖃) 㖄) 㖅) 㖆) 㖇) 㖈) 㖉) 㖊) 㖋) 㖌) 㖍) 㖎) 㖏) 㖐) 㖑) 㖒) 㖓) 㖔) 㖕) 㖖) 㖗) 㖘) 㖙) 㖚) 㖛) 㖜) 㖝) 㖞) 㖟) 㖠) 㖡) 㖢) 㖣) 㖤) 㖥) 㖦) 㖧) 㖨) 㖩) 㖪) 㖫) 㖬) 㖭) 㖮) 㖯) 㖰) 㖱) 㖲) 㖳) 㖴) 㖵) 㖶) 㖷) 㖸) 㖹) 㖺) 㖻) 㖼) 㖽) 㖾) 㖿) 㗀) 㗁) 㗂) 㗃) 㗄) 㗅) 㗆) 㗇) 㗈) 㗉) 㗊) 㗋) 㗌) 㗍) 㗎) 㗏) 㗐) 㗑) 㗒) 㗓) 㗔) 㗕) 㗖) 㗗) 㗘) 㗙) 㗚) 㗛) 㗜) 㗝) 㗞) 㗟) 㗠) 㗡) 㗢) 㗣) 㗤) 㗥) 㗦) 㗧) 㗨) 㗩) 㗪) 㗫) 㗬) 㗭) 㗮) 㗯) 㗰) 㗱) 㗲) 㗳) 㗴) 㗵) 㗶) 㗷) 㗸) 㗹) 㗺) 㗻) 㗼) 㗽) 㗾) 㗿) 㘀) 㘁) 㘂) 㘃) 㘄) 㘅) 㘆) 㘇) 㘈) 㘉) 㘊) 㘋) 㘌) 㘍) 㘎) 㘏) 㘐) 㘑) 㘒) 㘓) 㘔) 㘕) 㘖) 㘗) 㘘) 㘙) 㘚) 㘛) 㘜) 㘝) 㘞) 㘟) 㘠) 㘡) 㘢) 㘣) 㘤) 㘥) 㘦) 㘧) 㘨) 㘩) 㘪) 㘫) 㘬) 㘭) 㘮) 㘯) 㘰) 㘱) 㘲) 㘳) 㘴) 㘵) 㘶) 㘷) 㘸) 㘹) 㘺) 㘻) 㘼) 㘽) 㘾) 㘿) 㙀) 㙁) 㙂) 㙃) 㙄) 㙅) 㙆) 㙇) 㙈) 㙉) 㙊) 㙋) 㙌) 㙍) 㙎) 㙏) 㙐) 㙑) 㙒) 㙓) 㙔) 㙕) 㙖) 㙗) 㙘) 㙙) 㙚) 㙛) 㙜) 㙝) 㙞) 㙟) 㙠) 㙡) 㙢) 㙣) 㙤) 㙥) 㙦) 㙧) 㙨) 㙩) 㙪) 㙫) 㙬) 㙭) 㙮) 㙯) 㙰) 㙱) 㙲) 㙳) 㙴) 㙵) 㙶) 㙷) 㙸) 㙹) 㙺) 㙻) 㙼) 㙽) 㙾) 㙿) 㚀) 㚁) 㚂) 㚃) 㚄) 㚅) 㚆) 㚇) 㚈) 㚉) 㚊) 㚋) 㚌) 㚍) 㚎) 㚏) 㚐) 㚑) 㚒) 㚓) 㚔) 㚕) 㚖) 㚗) 㚘) 㚙) 㚚) 㚛) 㚜) 㚝) 㚞) 㚟) 㚠) 㚡) 㚢) 㚣) 㚤) 㚥) 㚦) 㚧) 㚨) 㚩) 㚪) 㚫) 㚬) 㚭) 㚮) 㚯) 㚰) 㚱) 㚲) 㚳) 㚴) 㚵) 㚶) 㚷) 㚸) 㚹) 㚺) 㚻) 㚼) 㚽) 㚾) 㚿) 㜀) 㜁) 㜂) 㜃) 㜄) 㜅) 㜆) 㜇) 㜈) 㜉) 㜊) 㜋) 㜌) 㜍) 㜎) 㜏) 㜐) 㜑) 㜒) 㜓) 㜔) 㜕) 㜖) 㜗) 㜘) 㜙) 㜚) 㜛) 㜜) 㜝) 㜞) 㜟) 㜠) 㜡) 㜢) 㜣) 㜤) 㜥) 㜦) 㜧) 㜨) 㜩) 㜪) 㜫) 㜬) 㜭) 㜮) 㜯) 㜰) 㜱) 㜲) 㜳) 㜴) 㜵) 㜶) 㜷) 㜸) 㜹) 㜺) 㜻) 㜼) 㜽) 㜾) 㜿) 㝀) 㝁) 㝂) 㝃) 㝄) 㝅) 㝆) 㝇) 㝈) 㝉) 㝊) 㝋) 㝌) 㝍) 㝎) 㝏) 㝐) 㝑) 㝒) 㝓) 㝔) 㝕) 㝖) 㝗) 㝘) 㝙) 㝚) 㝛) 㝜) 㝝) 㝞) 㝟) 㝠) 㝡) 㝢) 㝣) 㝤) 㝥) 㝦) 㝧) 㝨) 㝩) 㝪) 㝫) 㝬) 㝭) 㝮) 㝯) 㝰) 㝱) 㝲) 㝳) 㝴) 㝵) 㝶) 㝷) 㝸) 㝹) 㝺) 㝻) 㝼) 㝽) 㝾) 㝿) 㞀) 㞁) 㞂) 㞃) 㞄) 㞅) 㞆) 㞇) 㞈) 㞉) 㞊) 㞋) 㞌) 㞍) 㞎) 㞏) 㞐) 㞑) 㞒) 㞓) 㞔) 㞕) 㞖) 㞗) 㞘) 㞙) 㞚) 㞛) 㞜) 㞝) 㞞) 㞟) 㞠) 㞡) 㞢) 㞣) 㞤) 㞥) 㞦) 㞧) 㞨) 㞩) 㞪) 㞫) 㞬) 㞭) 㞮) 㞯) 㞰) 㞱) 㞲) 㞳) 㞴) 㞵) 㞶) 㞷) 㞸) 㞹) 㞺) 㞻) 㞼) 㞽) 㞾) 㞿) 㟀) 㟁) 㟂) 㟃) 㟄) 㟅) 㟆) 㟇) 㟈) 㟉) 㟊) 㟋) 㟌) 㟍) 㟎) 㟏) 㟐) 㟑) 㟒) 㟓) 㟔) 㟕) 㟖) 㟗) 㟘) 㟙) 㟚) 㟛) 㟜) 㟝) 㟞) 㟟) 㟠) 㟡) 㟢) 㟣) 㟤) 㟥) 㟦) 㟧) 㟨) 㟩) 㟪) 㟫) 㟬) 㟭) 㟮) 㟯) 㟰) 㟱) 㟲) 㟳) 㟴) 㟵) 㟶) 㟷) 㟸) 㟹) 㟺) 㟻) 㟼) 㟽) 㟾) 㟿) 㠀) 㠁) 㠂) 㠃) 㠄) 㠅) 㠆) 㠇) 㠈) 㠉) 㠊) 㠋) 㠌) 㠍) 㠎) 㠏) 㠐) 㠑) 㠒) 㠓) 㠔) 㠕) 㠖) 㠗) 㠘) 㠙) 㠚) 㠛) 㠜) 㠝) 㠞) 㠟) 㠠) 㠡) 㠢) 㠣) 㠤) 㠥) 㠦) 㠧) 㠨) 㠩) 㠪) 㠫) 㠬) 㠭) 㠮) 㠯) 㠰) 㠱) 㠲) 㠳) 㠴) 㠵) 㠶) 㠷) 㠸) 㠹) 㠺) 㠻) 㠼) 㠽) 㠾) 㠿) 㡀) 㡁) 㡂) 㡃) 㡄) 㡅) 㡆) 㡇) 㡈) 㡉) 㡊) 㡋) 㡌) 㡍) 㡎) 㡏) 㡐) 㡑) 㡒) 㡓) 㡔) 㡕) 㡖) 㡗) 㡘) 㡙) 㡚) 㡛) 㡜) 㡝) 㡞) 㡟) 㡠) 㡡) 㡢) 㡣) 㡤) 㡥) 㡦) 㡧) 㡨) 㡩) 㡪) 㡫) 㡬) 㡭) 㡮) 㡯) 㡰) 㡱) 㡲) 㡳) 㡴) 㡵) 㡶) 㡷) 㡸) 㡹) 㡺) 㡻) 㡼) 㡽) 㡾) 㡿) 㢀) 㢁) 㢂) 㢃) 㢄) 㢅) 㢆) 㢇) 㢈) 㢉) 㢊) 㢋) 㢌) 㢍) 㢎) 㢏) 㢐) 㢑) 㢒) 㢓) 㢔) 㢕) 㢖) 㢗) 㢘) 㢙) 㢚) 㢛) 㢜) 㢝) 㢞) 㢟) 㢠) 㢡) 㢢) 㢣) 㢤) 㢥) 㢦) 㢧) 㢨) 㢩) 㢪) 㢫) 㢬) 㢭) 㢮) 㢯) 㢰) 㢱) 㢲) 㢳) 㢴) 㢵) 㢶) 㢷) 㢸) 㢹) 㢺) 㢻) 㢼) 㢽) 㢾) 㢿) 㣀) 㣁) 㣂) 㣃) 㣄) 㣅) 㣆) 㣇) 㣈) 㣉) 㣊) 㣋) 㣌) 㣍) 㣎) 㣏) 㣐) 㣑) 㣒) 㣓) 㣔) 㣕) 㣖) 㣗) 㣘) 㣙) 㣚) 㣛) 㣜) 㣝) 㣞) 㣟) 㣠) 㣡) 㣢) 㣣) 㣤) 㣥) 㣦) 㣧) 㣨) 㣩) 㣪) 㣫) 㣬) 㣭) 㣮) 㣯) 㣰) 㣱) 㣲) 㣳) 㣴) 㣵) 㣶) 㣷) 㣸) 㣹) 㣺) 㣻) 㣼) 㣽) 㣾) 㣿) 㤀) 㤁) 㤂) 㤃) 㤄) 㤅) 㤆) 㤇) 㤈) 㤉) 㤊) 㤋) 㤌) 㤍) 㤎) 㤏) 㤐) 㤑) 㤒) 㤓) 㤔) 㤕) 㤖) 㤗) 㤘) 㤙) 㤚) 㤛) 㤜) 㤝) 㤞) 㤟) 㤠) 㤡) 㤢) 㤣) 㤤) 㤥) 㤦) 㤧) 㤨) 㤩) 㤪) 㤫) 㤬) 㤭) 㤮) 㤯) 㤰) 㤱) 㤲) 㤳) 㤴) 㤵) 㤶) 㤷) 㤸) 㤹) 㤺) 㤻) 㤼) 㤽) 㤾) 㤿) 㥀) 㥁) 㥂) 㥃) 㥄) 㥅) 㥆) 㥇) 㥈) 㥉) 㥊) 㥋) 㥌) 㥍) 㥎) 㥏) 㥐) 㥑) 㥒) 㥓) 㥔) 㥕) 㥖) 㥗) 㥘) 㥙) 㥚) 㥛) 㥜) 㥝) 㥞) 㥟) 㥠) 㥡) 㥢) 㥣) 㥤) 㥥) 㥦) 㥧) 㥨) 㥩) 㥪) 㥫) 㥬) 㥭) 㥮) 㥯) 㥰) 㥱) 㥲) 㥳) 㥴) 㥵) 㥶) 㥷) 㥸) 㥹) 㥺) 㥻) 㥼) 㥽) 㥾) 㥿) 㦀) 㦁) 㦂) 㦃) 㦄) 㦅) 㦆) 㦇) 㦈) 㦉) 㦊) 㦋) 㦌) 㦍) 㦎) 㦏) 㦐) 㦑) 㦒) 㦓) 㦔) 㦕) 㦖) 㦗) 㦘) 㦙) 㦚) 㦛) 㦜) 㦝) 㦞) 㦟) 㦠) 㦡) 㦢) 㦣) 㦤) 㦥) 㦦) 㦧) 㦨) 㦩) 㦪) 㦫) 㦬) 㦭) 㦮) 㦯) 㦰) 㦱) 㦲) 㦳) 㦴) 㦵) 㦶) 㦷) 㦸) 㦹) 㦺) 㦻) 㦼) 㦽) 㦾) 㦿) 㧀) 㧁) 㧂) 㧃) 㧄) 㧅) 㧆) 㧇) 㧈) 㧉) 㧊) 㧋) 㧌) 㧍) 㧎) 㧏) 㧐) 㧑) 㧒) 㧓) 㧔) 㧕) 㧖) 㧗) 㧘) 㧙) 㧚) 㧛) 㧜) 㧝) 㧞) 㧟) 㧠) 㧡) 㧢) 㧣) 㧤) 㧥) 㧦) 㧧) 㧨) 㧩) 㧪) 㧫) 㧬) 㧭) 㧮) 㧯) 㧰) 㧱) 㧲) 㧳) 㧴) 㧵) 㧶) 㧷) 㧸) 㧹) 㧺) 㧻) 㧼) 㧽) 㧾) 㧿) 㨀) 㨁) 㨂) 㨃) 㨄) 㨅) 㨆) 㨇) 㨈) 㨉) 㨊) 㨋) 㨌) 㨍) 㨎) 㨏) 㨐) 㨑) 㨒) 㨓) 㨔) 㨕) 㨖) 㨗) 㨘) 㨙) 㨚) 㨛) 㨜) 㨝) 㨞) 㨟) 㨠) 㨡) 㨢) 㨣) 㨤) 㨥) 㨦) 㨧) 㨨) 㨩) 㨪) 㨫) 㨬) 㨭) 㨮) 㨯) 㨰) 㨱) 㨲) 㨳) 㨴) 㨵) 㨶) 㨷) 㨸) 㨹) 㨺) 㨻) 㨼) 㨽) 㨾) 㨿) 㩀) 㩁) 㩂) 㩃) 㩄) 㩅) 㩆) 㩇) 㩈) 㩉) 㩊) 㩋) 㩌) 㩍) 㩎) 㩏) 㩐) 㩑) 㩒) 㩓) 㩔) 㩕) 㩖) 㩗) 㩘) 㩙) 㩚) 㩛) 㩜) 㩝) 㩞) 㩟) 㩠) 㩡) 㩢) 㩣) 㩤) 㩥) 㩦) 㩧) 㩨) 㩩) 㩪) 㩫) 㩬) 㩭) 㩮) 㩯) 㩰) 㩱) 㩲) 㩳) 㩴) 㩵) 㩶) 㩷) 㩸) 㩹) 㩺) 㩻) 㩼) 㩽) 㩾) 㩿) 㪀) 㪁) 㪂) 㪃) 㪄) 㪅) 㪆) 㪇) 㪈) 㪉) 㪊) 㪋) 㪌) 㪍) 㪎) 㪏) 㪐) 㪑) 㪒) 㪓) 㪔) 㪕) 㪖) 㪗) 㪘) 㪙) 㪚) 㪛) 㪜) 㪝) 㪞) 㪟) 㪠) 㪡) 㪢) 㪣) 㪤) 㪥) 㪦) 㪧) 㪨) 㪩) 㪪) 㪫) 㪬) 㪭) 㪮) 㪯) 㪰) 㪱) 㪲) 㪳) 㪴) 㪵) 㪶) 㪷) 㪸) 㪹) 㪺) 㪻) 㪼) 㪽) 㪾) 㪿) 㫀) 㫁) 㫂) 㫃) 㫄) 㫅) 㫆) 㫇) 㫈) 㫉) 㫊) 㫋) 㫌) 㫍) 㫎) 㫏) 㫐) 㫑) 㫒) 㫓) 㫔) 㫕) 㫖) 㫗) 㫘) 㫙) 㫚) 㫛) 㫜) 㫝) 㫞) 㫟) 㫠) 㫡) 㫢) 㫣) 㫤) 㫥) 㫦) 㫧) 㫨) 㫩) 㫪) 㫫) 㫬) 㫭) 㫮) 㫯) 㫰) 㫱) 㫲) 㫳) 㫴) 㫵) 㫶) 㫷) 㫸) 㫹) 㫺) 㫻) 㫼) 㫽) 㫾) 㫿) 㬀) 㬁) 㬂) 㬃) 㬄) 㬅) 㬆) 㬇) 㬈) 㬉) 㬊) 㬋) 㬌) 㬍) 㬎) 㬏) 㬐) 㬑) 㬒) 㬓) 㬔) 㬕) 㬖) 㬗) 㬘) 㬙) 㬚) 㬛) 㬜) 㬝) 㬞) 㬟) 㬠) 㬡) 㬢) 㬣) 㬤) 㬥) 㬦) 㬧) 㬨) 㬩) 㬪) 㬫) 㬬) 㬭) 㬮) 㬯) 㬰) 㬱) 㬲) 㬳) 㬴) 㬵) 㬶) 㬷) 㬸) 㬹) 㬺) 㬻) 㬼) 㬽) 㬾) 㬿) 㭀) 㭁) 㭂) 㭃) 㭄) 㭅) 㭆) 㭇) 㭈) 㭉) 㭊) 㭋) 㭌) 㭍) 㭎) 㭏) 㭐) 㭑) 㭒) 㭓) 㭔) 㭕) 㭖) 㭗) 㭘) 㭙) 㭚) 㭛) 㭜) 㭝) 㭞) 㭟) 㭠) 㭡) 㭢) 㭣) 㭤) 㭥) 㭦) 㭧) 㭨) 㭩) 㭪) 㭫) 㭬) 㭭) 㭮) 㭯) 㭰) 㭱) 㭲) 㭳) 㭴) 㭵) 㭶) 㭷) 㭸) 㭹) 㭺) 㭻) 㭼) 㭽) 㭾) 㭿) 㮀) 㮁) 㮂) 㮃) 㮄) 㮅) 㮆) 㮇) 㮈) 㮉) 㮊) 㮋) 㮌) 㮍) 㮎) 㮏) 㮐) 㮑) 㮒) 㮓) 㮔) 㮕) 㮖) 㮗) 㮘) 㮙) 㮚) 㮛) 㮜) 㮝) 㮞) 㮟) 㮠) 㮡) 㮢) 㮣) 㮤) 㮥) 㮦) 㮧) 㮨) 㮩) 㮪) 㮫) 㮬) 㮭) 㮮) 㮯) 㮰) 㮱) 㮲) 㮳) 㮴) 㮵) 㮶) 㮷) 㮸) 㮹) 㮺) 㮻) 㮼) 㮽) 㮾) 㮿) 㯀) 㯁) 㯂) 㯃) 㯄) 㯅) 㯆) 㯇) 㯈) 㯉) 㯊) 㯋) 㯌) 㯍) 㯎) 㯏) 㯐) 㯑) 㯒) 㯓) 㯔) 㯕) 㯖) 㯗) 㯘) 㯙) 㯚) 㯛) 㯜) 㯝) 㯞) 㯟) 㯠) 㯡) 㯢) 㯣) 㯤) 㯥) 㯦) 㯧) 㯨) 㯩) 㯪) 㯫) 㯬) 㯭) 㯮) 㯯) 㯰) 㯱) 㯲) 㯳) 㯴) 㯵) 㯶) 㯷) 㯸) 㯹) 㯺) 㯻) 㯼) 㯽) 㯾) 㯿) 㰀) 㰁) 㰂) 㰃) 㰄) 㰅) 㰆) 㰇) 㰈) 㰉) 㰊) 㰋) 㰌) 㰍) 㰎) 㰏) 㰐) 㰑) 㰒) 㰓) 㰔) 㰕) 㰖) 㰗) 㰘) 㰙) 㰚) 㰛) 㰜) 㰝) 㰞) 㰟) 㰠) 㰡) 㰢) 㰣) 㰤) 㰥) 㰦) 㰧) 㰨) 㰩) 㰪) 㰫) 㰬) 㰭) 㰮) 㰯) 㰰) 㰱) 㰲) 㰳) 㰴) 㰵) 㰶) 㰷) 㰸) 㰹) 㰺) 㰻) 㰼) 㰽) 㰾) 㰿) 㱀) 㱁) 㱂) 㱃) 㱄) 㱅) 㱆) 㱇) 㱈) 㱉) 㱊) 㱋) 㱌) 㱍) 㱎) 㱏) 㱐) 㱑) 㱒) 㱓) 㱔) 㱕) 㱖) 㱗) 㱘) 㱙) 㱚) 㱛) 㱜) 㱝) 㱞) 㱟) 㱠) 㱡) 㱢) 㱣) 㱤) 㱥) 㱦) 㱧) 㱨) 㱩) 㱪) 㱫) 㱬) 㱭) 㱮) 㱯) 㱰) 㱱) 㱲) 㱳) 㱴) 㱵) 㱶) 㱷) 㱸) 㱹) 㱺) 㱻) 㱼) 㱽) 㱾) 㱿) 㲀) 㲁) 㲂) 㲃) 㲄) 㲅) 㲆) 㲇) 㲈) 㲉) 㲊) 㲋) 㲌) 㲍) 㲎) 㲏) 㲐) 㲑) 㲒) 㲓) 㲔) 㲕) 㲖) 㲗) 㲘) 㲙) 㲚) 㲛) 㲜) 㲝) 㲞) 㲟) 㲠) 㲡) 㲢) 㲣) 㲤) 㲥) 㲦) 㲧) 㲨) 㲩) 㲪) 㲫) 㲬) 㲭) 㲮) 㲯) 㲰) 㲱) 㲲) 㲳) 㲴) 㲵) 㲶) 㲷) 㲸) 㲹) 㲺) 㲻) 㲼) 㲽) 㲾) 㲿) 㳀) 㳁) 㳂) 㳃) 㳄) 㳅) 㳆) 㳇) 㳈) 㳉) 㳊) 㳋) 㳌) 㳍) 㳎) 㳏) 㳐) 㳑) 㳒) 㳓) 㳔) 㳕) 㳖) 㳗) 㳘) 㳙) 㳚) 㳛) 㳜) 㳝) 㳞) 㳟) 㳠) 㳡) 㳢) 㳣) 㳤) 㳥) 㳦) 㳧) 㳨) 㳩) 㳪) 㳫) 㳬) 㳭) 㳮) 㳯) 㳰) 㳱) 㳲) 㳳) 㳴) 㳵) 㳶) 㳷) 㳸) 㳹) 㳺) 㳻) 㳼) 㳽) 㳾) 㳿) 㴀) 㴁) 㴂) 㴃)

に際して、我國の負債が餘程減少してゐなかつたならば、必ず二つのことの何れかが起らなければならぬ。即ちその戦争の全費用が年々の課税を以て支辨されねばならぬか、或はその戦争の終る前といはぬまでも、少なくともその終了の際に、國民的破産に陥らねばならぬかの何れかである。吾々が負債の大なる増加の負擔に堪へ得ぬであらうといふのではない。一つの偉大なる國民の力に限界を定めることは困難であらう。併し乍ら、個人等が單にその母國に棲み得るといふ特權の爲め、永續的課税の形に於て甘んじて支拂ふ價格には、確かに限度が存するのである⁽⁹⁾と論ずるのである。

J・S・ミルは「公債 debt は債権者が同じ社会の構成員であるときはその利子の支払は国家の損失 national loss とはならないで單なる移転にすぎない」ということは眞実である。然しながらこの移転は強制的であるから重大なる害悪である。そうしてこのことは課税という方法によって大なる臨時収入を調達するものであるから政府の欲する貨幣の單なる支払を超へて極めて巨額の経費、苦境、産業手段の妨害、その他の悪影響を必然的に伴なうものである。従つてかかる課税の必要を取り除くには常に相当の努力を払うべきである。多大の犠牲を払つても公債は避けなければならないのであるが公債を起したるときは之と同じく多大の犠牲を払つても之が消却に努めなければならぬ⁽¹⁰⁾となし公債の害悪を強調し起債を避けるためには多くの犠牲を払うべきであり又公債の償還についても多くの犠牲を払うべきであるという。かくて公債の保有を戒しているものの如くである。そうして「公債 national debt を償還するには一般の租税 contribution によって直ちに償還する方法と余剰収入によって漸次に償還する方法との二つのものが考へられる。この第一の一般の租税によって直ちに償還する方法はもしもそれが実行し得るとすれば他の方法と比較にならない最善の方法である。そうしてもしも財産 property のみに

正当に賦課されるならばそれは実行すべきである。もしも財産が公債 *public debt* の利子を全部負担するとすれば財産それ自体は大なる利益を伴い公債は償還されるのである。従つてこのことはその元金総額を単に債権者に譲渡するにすぎないのである。そうしてその年々の収入は法律によつて債権者のものとなつてゐる。これは地主がその所有地の一部を売却して以てその他の部分を抵当から請けだすことに等しいのである。然しそれは殆んどいう必要のないことであるが、財産のみが公債の利子の全部を支払うものでなく又その全部を支払うことを要求されるものでもないのである。現在の世代のものが公債を支払う義務があるのは自分自身の勤勞の生産物からではなくその先代からうけついで財産のなから支払いの義務があるのみである。従つて財産が公債の利子の全部を支払うべきものであるというものがあるが、しかしながら財産を相続したものを除いては誰も先代から何もうけついでいないのであろうか。開墾と進歩、道路と水路、都会と工場のある土地とこれに反して人類が初めて踏んだ土地との差異は土地の所有者といはれるところの人々へのみ利益となるものであろうか。すべて先代の勞働と禁欲とによつて蓄積したる資本はその一部の法律上の所有權を相続したところの人々のみに利益となるものであろうか。我々は我々より前の世代にいたところの人々の賢明と勤勉によつて当然に科学上及び經驗上の多くの習得したる知識を相続してゐるのであるがその利益はすべてのものの共通の富ではなからうか。財産の所有者のいへに生れたところの人々はこれらの共通の利益のほかに各個に相続財産をもつてゐる。この差異については注意して租税の規則を樹るべきであるということが正しいのである。一国の一般の財政制度についてはこの原則を考慮すべきである。これを採る適當なる方法は遺贈及び相続に対して相當の課税をすることである。財産より当然に政府に支払うべきところのもの及び政府が財産に負うところのものは直接に公然と決定し之に應じて國家制度

を規定すべきであると考へる。一国の一般的経費に対して何が適當なる寄與であらうとも公債の *national debt* の利子又は償還に対してそれと同じ割合で、それより大なる割合によらず寄與すべきである。⁽¹¹⁾ 然しながらもしも之を容認するとすれば社会に一般的に賦課することによって公債を償却せんとする計画は破滅的である。資産を有する人はその財産の犠牲によって分担額を支うことができるのである。そうして従前の如く同一額の純所得をもつのである。然しながら若しも蓄積を有せず単に所得のみを有するものに租税によって年々の等額の費用 *charge* の単なる支払いによって公債の利子の支払いを維持することを要求したとすれば、この人は公債 *public debt* におけるこの人の分担金に等しき額の私債 *private debt* を起すことによつてのみ之をなすことができるのである。然しながら大概の場合これ等の人が与へることのできるところの担保に不足している。従つてその利子は国家によつて現実に支払はれるところのこれ等の人の分担金よりも極めて大なる年総額にのぼるであらう。更に租税によつて支払はれる共同債務 *collective debt* は、同じ債務を個人の間に分配するよりは無限の利益がある。即ち事實上納税者 *contributor* の相互保険であるからである。もしも納税者の財産 *fortune* を減少するとすればその租税も減少する。もしも破産したとすれば全く終る。そうして公債の負担部分は全部その社会の支払能力のある成員へ移転するのである。もしもその負担が私債 *private obligation* として課せられているときは所持金がなくなつてさへも尚債務を負うべきであらう。⁽¹²⁾ 国家が財産 *property* 又は土地を所有し、その処分の自由を保持していることに対して公益上有力なる理由がないときは之をできるだけ公債の償却に使用すべきである。いかなる偶然の利得或は神の賜物も必然的に同じ目的に用いられるのである。この外に公債 *national debt* の償却又は減少に正当にして適當なる唯一つの方法は余剰収入によることであると論じている。⁽¹³⁾

註(一) Adam Smith, *ibid.*, p. 878.

(2) Adam Smith, *ibid.*, pp. 878-879.

(3) 拙稿「A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける公債に関する理論の展開 I —古典学派における財政

思想 (六) —(立命館経済学 第十四卷 第三号) 二注(3)

(4) Adam Smith, *ibid.*, p. 879.

(5) 「一國の公債は右手が左手に対して負うところの債務である。その身体はもし食物の必要的な一定量があり、そうしてその分配の方法を知っているならばそのために決して衰弱することはない。」—*Melton, Essai politique sur le Commerce*, chap. xxiii, ed. of 1761, p. 296. (Adam Smith, *ibid.*, p. 879) 「トロンノの謂くらく、一國民の負債は、右手の左手に對する負債であつて、身體は之が爲めに弱めらるるものではない。負債の未償殘金に對する利子支拂の爲めに、全體の富が減少せられぬといふことは、事實である。利子は、納税者の手から國の債權者の手に移る一の價值である。それを蓄積し、また消費するものが國の債權者であるか、または納税者であるかは、——私は承認するが、——社會に取つては、殆ど論ずるに足らぬことである。併し負債の元本、それは何うなつたか。それは最早存在しないのである。起債に隨ふ消費は、一個の資本を皆無に歸せしめ、この資本は復た何等の收入を生ぜぬであらう。利子金額は、一人の手から他人の手へ移るのであるから、社會はそれだけのものを奪はれはせぬが、併し消滅した資本から生ずる收入は、奪はれるのである。この資本は、若しも之を國家に貸附けた者によつて生産的に用ゐられてゐたならば同じく彼れの爲めに所得を生じてゐたであらう。併しその所得は、眞實の生産から生じた筈であつて、同胞市民の懐からは提供せられなかつたであらう。」——(J. B. Say, vol. ii p. 357.) 「是は經濟學の眞精神に従つて、理解せられ、且言ひ現されたものである。」(David Ricardo, Principles of political economy and taxation, 1817. Everyman's Library edited by Ernest Phys. p. 161 小泉信三

訳 改訂 「經濟學及び課税の原理」 上卷 二五九頁)

(6) Adam Smith, *ibid.*, p. 879.

(7) D. Ricardo, *ibid.*, p. 163-164 小泉信三訳 「同書」 上卷 二六一頁—二六二頁

(8) D. Ricardo, *ibid.*, p. 164 小泉信三訳 「同書」 上卷 二六二頁

(9) D. Ricardo, *ibid.*, p. 164 小泉信三訳 「同書」 上卷 二六二頁—二六三頁

A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける公債に関する理論の展開 III (箕浦) 一一七 (二九九)

(10) J.S. Mill, Principles of Political Economy, p. 876.

(11) 井手教授は「財産のみに課税することによつて即時に償還することは妥当ではない。ミルはこのことを、公債の利払いの財源の負担問題を例にとつて説明する。公債の利子は、先代の人々から受領した財産から支払わらるべきであつて、現代の産業活動の生産物から支払わらるべきではないと主張する者もある。しかし、先代から何物かを受けついても、遺産をうけついでものばかりではない。改良される土地、道路、運河、都会、工場等々すべて先代からの遺産であるが、これは、特定個人の所有物ではなく、いわば、現代の人々が、共同でうけついで遺産である。だから、公債利子の負担は、国民全部が負うべきである。但し、遺産を相続した者は右の共同利益の外に、これを受けついでわけであるから、利払い財源のための課税に當つては、この点を考慮しなければならない。即ち、ミルの考えでは、彼が平等犠牲原則実現のために主張した相続財産の課税方法を実施すれば、それで充分だとするのである」(井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」五七一頁)とされている。

(12) 井手教授は「まず前提として、公債償還のための租税は、財産所有者のみならず、すべての人々に課せられることが想定される。ところで公債を一時に償還するための租税は、勢い巨額とならざるを得ない。したがつて、財産所有者即ち、いわゆる財産所得者は、自己の財産の一部を売却し、その代金を以て、自己にわり当てられた税額を支払わざるを得ない。そこで、彼は、売却した財産からこれまで得ていた年々の収入を喪失する。この年々の収入をAとしよう。彼は、これらで、公債の利子支払いのため租税を課せられていたのであるが、今や、これをまぬがれる。この年々の税額をBとする。ミルは、AとBとを同額なりと想定し、財産所有者は、その年々の収入において、損得なしと考える。しかるに、財産を持たず、所得のみをあげている者即ちいわゆる勤労所得者は、公債償還のための重税を課せらるれば、それを所得からは支払い得ず、借金をして、これを以て支払わねばならない。そこで、彼はこの私債の利子を年々支払つて行かなくてはならぬ。この年々の利子額をA'とする。ところが、彼は、これまで、公債の利子支払いのための租税を課せられていた。この年々の税額をB'とする。ミルは、私債の利子率は、抵当不十分のため高率であり、A'はB'よりもはるかに大である。したがつて、勤労所得者は、公債償還によつて、しからざる場合に比し、きわめて大なる損失を蒙ることとなる。しかるに財産所得者は公債償還によつて、何らの損失を蒙らない。これは不公平であり、ミルにとつては、彼の主張する平等犠牲の原則に背馳するものであつて、許容し得ざるところであつたであらう。これ、一般的貢納によつて、公債を償還する

方法の支持し得ざる第一の理由である。次に、公債は、国民すべての納税によつて、その利子が支払われて行くのであつて、いわば共同債務である。若し、この公債を償還するとすれば、それは、あたかも、國家の負債たる公債を、各個人の私債に転化する如きものである。ところで、公債の場合には、その利子支払いのために、各個人は租税を負担しなければならぬ。しかし、この租税は、もともと平等犠牲原則によつて課せられているものであつて、きわめて適正なものである（ミルは、この点を、表面的には指摘していないが、實際は、このことを前提としていたであろうことは、右の章句の全体から推定しうるところである）。のみならず、租税負担には弾力性がある。個人の租税力が減少したり消滅したりすれば、彼の租税負担も、それに応じて、低減又は消滅する。そして、その分は、担税力あるものへ移される。したがつて、租税負担の平等は喪失されることがない。これ、公債が相互保険たるの性質を有する所以である。しかるに、若し公債を償還することとなつて、そのための租税が各個人に課せられるとすれば、前述の如く、各人は私債をおこして、これを支払わねばならない。これ公債が私債として、各個人に分割されると同じである。（ミルは、ここで、主として、勤勞所得者の場合を考えているが、財産所得者に關しても、原理的には、同じことが云えるであらう）各個人は、従来、公債の利子のための租税を分担していたのであるが、今や、この代りに、各自、自分自身の私債の利子を負担することとなる。この利子は、たとえ、本人が負担力を喪失したからといつて、その支払いを免除して貰えるものではない。かくて、公債を存置して、その利子支払いのために租税を各人にふり当てる方が、公債を償還することゝして、そのための財源としての租税を、各人に課するよりも、より平等の原則に合致する。これ、一般的貢納によつて公債を償還することの支持し得ざる第二の理由である。かように、公債償還方法のうちの第一の即時的償還方法を否定したミルは、第二の方法、即ち、余剩収入を以て除々に償還する方法を主張する。ミルはこの余剩収入を以て、租税収入によつて構成されたものとしてゐることは、全体の論旨から明らかである」（井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」五七二頁―五七五頁）とたくみに説明されている。

(13) J. S. Mill, *ibid.*, pp. 876-878.

七

A・スミスに従へば国家及び個人の総べての収入の本源的源泉は土地と資本 *capital stock* とであり地主と資本の所有者によって管理せられるのである。そうして地主の土地改良能力は租税によって減退又は破壊させられるものである。又資本の所有者は徴税手続がうるさくなればその資本を他国に移転させることになる。収入の源泉である土地及び資本 *capital stock* のいずれかより生ずる収入の大部分をこれら土地、資本の所有者からとりあげて公債所有者に渡すことは土地、資本の良好なる運営をせんと心にかけているものからその源泉をとりあげることであり、土地を閑却にし資本を浪費又は移転させることになる。公債所有者はその良好なる運営などということは心にかけていないからである。勿論国家の債権者であっても一国の農業、工業、商業の繁栄そうして又土地、資本 *capital stock* の管理が良好であるかということについては心をよせている。これは農業、工業、商業が繁栄せず、土地、資本の運営がよろしきを得なかつたならば租税収入がなくなり年金又は公債利子が支払れなくなるからである。然しながら国家の債権者に行してみれば特定の土地又は資本 *capital stock* の運営に關しその運営が良好であるかということについては全く気にしていない。そういうことについて何等の知識も持っていないが又直接に影響がないのでそういうことを調べてみようともしないのである⁽¹⁾。A・スミスによれば公債の利子は租税収入によって支払はれるのであるからその源泉である産業の繁栄、土地、資本の効率的運営が問題となるので公債の利子は農業、工業、商業の繁栄、土地、資本の運営に関心をよせていない人々に支払はれるものであると考へているのである。かくしてA・スミスにおいては戦争経費の財源としての公債、公債利子の支

私は富の生産においてそれを阻害するものでありこの点において租税が優れていると考へるのである。⁽²⁾ 然しながら租税にありても、「それ等の諸国の租税制度はイギリスの租税制度におとるといはれるかも知れない。私はそう信じている。然し最も賢明なる政府でさへ総ての適正なる課税物件に課税しつくしたときには緊急の必要事態の場合に不適当なる課税物件にたよらざるを得ないことが想起さるべきである」⁽³⁾と論じて国家が戦争経費調達の手段として租税にのみたよるときはいかに優れたる租税組織をもつていても適正なる課税物件が枯渇し不適正なる課税物件によつて調達せられることになり経済の攪乱をおそれざるを得なかつたのである。公共的收入が相当地に戦争経費の負担から解放されない間にその戦争経費にも勝る新しい戦争が発生しその経費が増大してゆくならばイギリスの租税制度はオランダの租税制度或はスペインの租税制度とさへ同じ程度に抑圧することになるのは避けることのできない運命であるが現在のイギリスの租税制度にとつて名譽なことにはいままでの産業活動を阻害することが少なかつたので従つて極めて巨額の経費のいる戦争の間でさへ個人の儉約と賢明なる行動によつて貯蓄と蓄積とおこなはれ国家の浪費と濫費によつてつくられる社会の総資本の破れ目を補修することができたように思はれるのである。これまでイギリスが行つた戦争でこの前の戦争は最も多くの経費を要したものであるが戦争が終結してもイギリスの農業は繁栄し製造業はその数が増大し完全なる操業を續けており商業は旺盛にして、各部門の産業を維持してゆく資本は従来と少しも変るところがなかつた。平和が回復してから後は農業の改良が一段と進められ家賃は全国の市町村を通じて騰貴したのである。これは国民の収入と富とが増大している証拠であつた。又従来より施行されている租税の大部分特に消費税 *excise* 及び関税 *customs* の主なるもの年々の収入額は持続的に増加してきている。これも消費の増大即ち生産されてはじめて消費が維持されるのであ

るから従って生産の増大ということの明瞭なる証拠である。イギリスは半世紀前には誰も堪へられるとは信じなかつた負担を容易に維持してきたように思はれるのであるが、このことからイギリスが如何なる負担をも維持できると速断してはならない。イギリスは従来負担されてきたものよりも重い負担をそれほどたいした困難も感じないで維持できるとあまりに過信してはならないといましめるのである。⁽⁴⁾

A・スミスはイタリアの諸国にその例を見るように長期公債の制度の慣行を採用した国家はいづれも漸次疲弊してきているが総べての他の共和諸国に疲弊或は荒廃をもたらした長期公債の制度の慣行がひとりイギリスにおいてのみ全く無害であることがあり得ることであろう。⁽⁵⁾かとなし多額の公債が累積すれば破産することになるのであると戒ましめるのである。即ち「国債 national debt がひとたび一定の額に累積すれば公正且つ完全に償還せられたることはひとつもないと私は信じている。公共収入の解放がとにかく実現されたことがあるとしてもそれは常に破産によつたものである。その破産もときには公然と宣言されたものもあつたが多くは償還の体裁をととのへたものであつてその實質は眞の破産である」と論じて公債の累積と国家破産との必然性を強調するのである。そうして「貨幣の名目価格 denomination の引上げによつて公債の償還をなした如く外観をつくりい眞実の国家破産を粉飾するのが一般的手段であつた」となし「このことによつて災難をうけるのは公債の債権者のみに限られているのではない。このことにより総べての個人に対する債権者も各々比例した損失をうけるのである。そうしてこのことは国家の債権者にとつて何等の利益もなく殆んどすべての場合に追加的損失さへ伴なうものである。もし国家の債権者が一般に他の人々に負債を負っているならば国家が支払つたものと同じ貨幣でその債権者に支払はれることになり或程度損失を償ふことができるであろう。しかし多くの国においては国家の債権者は

大部分が富裕なる人々であつて他の人々に対して債務者というよりは債権者としての立場にある。従つてこの偽装されたる償還は殆んどすべての場合に国家の債権者の損失を緩和しないで却つて加重し国家に対する何等の利益なしに他の多くの罪のない人々に災難を拡大するものである。それは個人の財産の全般なるそうして最も有害なる破壊をひき起し殆んどすべての場合に勤勉にして儉約なる債権者の犠牲において怠惰にして浪費的なる債務者を富ませそうして国民資本 *national capital* の大部分をそれを増大させ改善すると思はれている人々の手からそれを浪費し破壊すると思はれている人の手に移転するものである。個人が破産をなす場合と同じく国家が自ら破産を宣言しなければならぬときは公正にして公然と行なう国家破産が国家にとつても不名誉とならず又国家の債権者にとつても害の少ない手段である。しかし眞の破産の不名誉をかくすために極めて行はれ易くそうして又同時に極めて有害なるこの種の手品の如き策略が用いられるのである。このときは国家の名譽について極めて貧弱なる用意しかなされないのである。然しながら古代国家にありても近代国家にあつても殆んど總べての国家はその必要にせまられたとき時折この手品の如き策略が行なはれたのである⁽⁸⁾となしこのことが貨幣価値を一般的に減少せしめることになつたという。即ち「すべての国の貨幣はこのような手段によつて漸次にその最初の価値以下になりそうしてその同じ名目価格 *nominal sum* は漸次含有銀量が少なくなつた⁽⁹⁾」と述べている。そうして A・スミスはこの手段以外の方法として貨幣の品質を落すことがあるとなし「諸国は時として同じ目的のために貨幣の標準品位を下げたのである。即ちそれに尚一層多量の合金を混入したのである⁽¹⁰⁾」そうして「このような貨幣の標準品位の引下げはフランスの貨幣の増価 *augmentation* といはれるもの即ち貨幣の名目価格 *denomination* の引上げと全く同じ効果をもつものである。貨幣の増価 *augmentation* 即ち貨幣の直接の目

名価格 denomination の引上げは常に公然たる宣言されたる操作である。又その性質からみてもそうでなければならぬのである。この操作によって重量と容積との小なる貨幣は従来これより大なる重量及び容積の貨幣に与へられていた名目価格が与へられることになるのである。これに反して貨幣の標準品位の引下げは一般に秘密の操作であった。即ちこれは従来尚一層大なる価値で流通している貨幣と工夫ができる範囲においてその重量においても大きさに對しても外形においても同じものを造幣局から全く同一の名目価格で発行されるのである。フランスの国王ジョン King John が債務弁済のために貨幣品位の引下げを行ったときには造幣局のすべての役人は秘密を守ることを誓はされたのであった。⁽¹¹⁾ この二つの操作はともに不正である。單純なる貨幣の増価 augmentation は公然たる暴力による不正である。之に對して貨幣品位の切下は背信的詐欺としての不正である。従って貨幣品位の切下げは之を長くかくしておくことはできないのであるが、之が発見されると直ちに貨幣の増価に比較して常に大きな憤激をよびおこすものである。或程度の貨幣の増価 augmentation を行なった後貨幣が再び元の重量に還元されたということは殆んどない。然し極めて大なる貨幣品位の切り下げが行なはれた後においては殆んど總べての場合において貨幣はその旧来の品位に復帰させられたのである。これ以外の方法で人々の激怒と憤激をせずめることはできなかつたからである。⁽¹²⁾ と論じて手段として貨幣品位の切下げは背信的詐欺であり成功しないのが普通であるがこのような方法はイングランド、スコットランドその他の諸国においても行なはれていないという。即ち「イギリスはヘンリー八世 Henry VIII の統治の終りに對して又エドワード六世 Edward VI の統治の始めにおいて貨幣の名目価格 denomination の引上げを行なっているがそれのみではなく貨幣の標準品位の引下げを行なっている。このような詐欺はジェイムス六世 James VI の未成年の時代にスコットランド

においても行なはれている。又このようなことがその他多くの国家において度々行はれているのである⁽¹³⁾と述べてそうして「イギリスにおける国家収入の剰余、即ち国家の平和的施設の年々の経費を支弁し以て尚残存するところの剰余が現在の如く極めて僅かであるならば剰余を以て国家収入が解放され又は解放に向つて多少は進んでいると期待することなどは全く無駄なことであると思はれるのである。国家収入の完全なる解放は相当に巨額なる国家収入の増加をあげ得るか又は同じく国家経費の相当に巨額なる削減がなされなければ行なはれ得るものではないこと明白である⁽¹⁴⁾」と論じてイギリスがその公債を償還してしまひ又は公債の累積を大きく減額するためには国家収入の大なる増収をはかるか又は国家経費の大なる削減が必要なることを強調するのである。そうしてA・スミスにありては国家収入の増収を期待する方法としてイギリスにおける租税制度を検討して租税の合理的なる実施を望み地租、印紙税 stamp duties、関税及び一般消費税のイギリスにおける租税の四つの主要なる部門と之に加へて家賃税、収獲比例税たる十分の一税、救貧税 Poor's rate 等を詳細に検討し之等の諸税の改善によつて相当額の増収を期待し得るものと考へているが、これのみにては不十分なることを認め、国家経費の節約と削減の必要なることを強調しその詳細なる検討を行なつてゐるのである⁽¹⁵⁾。

D・リカアド⁽¹⁶⁾は如何なる減債基金にありても一般の経費に対する収入の余剰から生ずるもので構成されなければ負債を減ずるといふ目的に對して充分なる効果をもつものとは認め得ないとなし減債基金制度を批判するのである⁽¹⁷⁾。そうしてD・リカアドは一年二〇〇万ポンドの戦争経費の支弁の方法として、その全額が一時に租税により支弁されるとき、国債の利子を五パーセントとして年々一〇〇ポンドの国債利子が永続的に租税により支払はれるとき、減債基金繰入額として四十五年間に一二〇ポンドが租税により支払はれるときの三つの例示を

あげて、その金額が一時に租税により支払はれるときは最も良い方法であるとなし戦時税は尚一層経済的である。即ちそれが支払はれるときには国民資本は少しも減少されず、それはそのまま残されて戦争経費の全額まで節約するための努力がなされるのである。他の場合にはこの支出の利子の高まで節約せんとする努力がなされるのみである。従って国民資本は数量においては減少をきたすものである。多額の租税の支払に対する一般の反対は製造家、地主が多額の貨幣をその支配のもとに有していないから之を支払うことができないということである。然しながら製造家、地主の所得の中より租税額を負担しようとする大なる努力がなされると思う。この場合には、この資源より貨幣を取得することができるのである。然しながらこれができないと考へても現金を獲得するためその財産の一部を売却するか又は利子を支払って債務をこしらへるということがあり、之に対して何が障碍となるのであろうか、金を貸付けようと思う人々が存在するということは国家が容易に公債を募集し得るという事実からも明白である。この大なる債務が市場より退去すれば個人は容易に債務をなすことができるのである。このような取引は賢明なる規約と善良なる法律により個人に対して最大の便宜と保証とが与へられるであろう。公債の場合にはAは貨幣を前渡をなしBが利子を支払い、この外のことは前と同様である。戦時税の場合においてもAが貨幣を前渡をなし、Bが利子を支払うということは全く同じであるが異なるところはそれを直接Aに支払ったに対して之を国家に支払い国家は之をAに支払うのであるとなし臨時財産税の実施を主張するのである。D・リカアドオはイギリスにおける国民財産の合計を二三億三〇〇〇万ポンドと算定し負債の総額が七億六〇〇〇万ポンドと算定して之に対して国債の二分の一の償還のために一二パーセントの財産税を課することを主張したのである。そうして臨時財産税が永続的租税に起るであろう不利益を除くものとなし、財産税が資本家の

みにその負担を課し労働者には課税しない結果になるという反対説に対してその利益を強調しているのである。⁽¹⁸⁾
D・リカアドオは或程度以上に圧迫する国民負担より来る大なる不利益及びこれに伴う国民経済の生産性の全体に及ぼす危険について鋭く指摘しているのである。そうして臨時財産税の対象となりたるものの勤勉と節約を刺戟することによって発生する利益を強調するのであるがこの点については現在も尚多くものを学ぶことができるのである。⁽¹⁹⁾ 一国の巨額なる公債が国内における金融市場を対象として募集せられるときは金融市場における資金の流通を妨げ各個人の金融を阻害することになるものである。国家という大なる債務者が市場に関与しないならば個人の債務者に対する資金の融通は容易になる。従つて国家が公債の発行を抑制するときは産業資金の供給が増大するものである。租税によつて公債の利子を支払うときには租税納付者と公債利子の受領者のいずれがそれを生産的に使用するかということについては容易に断定を許されないが公債の元本を償還するときにはその償還されたる元金受領者は必ず之を生産的に使用するものである。租税収入によつて公債の元本を償還するときには収入としての作用から資本としての作用に代るものであるとの主張を前提としているのである。そうして公債の償還の方法について累積する公債を一時的に財産課税による収入によつて償還し以つて多額の公債の累積されたる国家のおかれる不自然なる地位から脱却せんことを主張したるものである。

D・リカアドオは幾多の誤謬をおかしているといはれる。⁽²⁰⁾ D・リカアドオのおかしている誤謬はその経済理論、租税転嫁理論のなかにあるのである。すべての租税が労働賃金の負担するところとはならず、地代と利潤に転嫁せられるとなす主張については承認しがたいのである。又比例税率の主張について殊に名目的財産税に關しても之を直ちにうけいれることはできないものがある。現在では之等は一般に否認せられ累進税率の主張さへあらは

れているのである。

D・リカドオが累積する公債を償還する方法として減債基金制度を論評し臨時財産税の特質をあげて之を強く主張したにもかかわらず反対する者が多く実施されるに至らず之が容認されることとならなかつたのである。その反対の論議はイギリスにおいてのみならずドイツにおいても之に反対する学者があらはれているのである。⁽²¹⁾

J・S・ミルは財政収入において剰余を生ずるならば悪税を廃止して国民負担を軽減しなければならぬ。悪税を整理して後公債の償還をなすべきであるという。即ちJ・S・ミルは公債の償還に対し国家が財産、土地を所有してその自由なる処分権をもっているときには公債を償還すべきであり、又国家に剰余収入のあるときは之を以て公債を償還するが正当にして適當なる方法であると主張するのである。公債償還の「目的のために剰余を維持する」ということは本質的には最も望ましいことである。この額はむしろ国民の財産を「結実」fertilityさせるために残しておくべきであるといっているのを聞いている。これは公債 national debt の償還に対してではなく生産的経費のために不必要に租税を課することに対して行はれる限りにおいて良い論議である。この「結実」という語によって何を意味されているのか、もしも何か意味しているとすればそれは生産的雇用を意味している。課税に対する反対論として我々はもしもその額を国民のもとに残しておくならば国民は貯蓄しそうして資本に転換するものであるということを主張しているものとして理解しなければならぬのである。おそらく国民はその一部は貯蓄するかも知れないが然し国民がその全部を貯蓄するということはまず絶対にはないものと思う。もしも之を租税として徴収し公債の償還に使用するならばその全部が貯蓄せられ生産的となるのである。その償還をうけるところの公債所有者にとっては既に資本であつて収入ではないのであつて、そうして所得の提供をう

づけるであらうところの「結実」をなすであらう。従つてその反対説は単に根拠なきのみならず真実の論拠は反対である。その額は国民の囊中に残されないならば「結実」の確実が極めて大となるのである⁽²²⁾と論じそうしてつづけて之を「然しながらいかなる場合においても公債の償却のために余剰収入を維持するということは適当ではない。例へばイギリスの公債 national debt の償還することの利益は吾々の租税の一層悪い半分を取り除くことを可能にするであらうということである。然しこのある部分の一層悪い半分は他の部分より更に悪くあらねばならないのである。そうしてこれらの取り除くということは残りの部分を取り去ることより比例して更なる利益があるであらう。もしも余剰収入の放棄が一税を廃止することが可能であるならば我々のすべての租税のなかで明白に極めて悪いものを考慮すべきである。根本的に廃止する租税のために吾々が保持するところのものはそれ自身ほどそんなに悪くはないのである。富が増進し収入が増加しその租税の最も不都合なる部分を時々取り除くことのできる国家においては最も欠陥のある租税 impost が残存する限りは収入の増加は公債の償還よりは寧ろ租税を取り除くことによつて処置せらるべきであると考えるのである。然しながらイギリスの現在の状況（一八四八年）においてはそのような租税は残存せず然して永久的組織の形態の一として不適當ではないもののみとなりたるときにおいても之等の租税の經驗的減少によつて収入の一定額が租税 contribution における最もすくない圧迫をもつて調達され得る点を見出すに至るまで同じ政策を続けることは賢明である。この後租税の結果による一層の増加によつて現れるであらうところのこのような余剰収入は軽減することなく公債の償却に使用せらるべきであると考えへる。結局はこの目的のために特殊な租税の全体の成果を充當するのが當を得ていることであらう。もしもその租税が分離しており国家の一般収入を以て混合されないものについて公債 fund を

割り当て償還が持続されていくということは一層保証されるであろう。相続税 *succession duties* はかくの如き目的に特別に適しているであろう。それ等の租税の如く資本によって支払はれる租税は経常費を支弁することよりも資本の返済に使用するのが一層よいであろう。若しもこの二つに区別したる充當が後になって他の租税の増加したる成果が現はれ相ついで公債の一部が償還されて利子が節約され余剰ができたならば租税の軽減に対する基礎が形成されるであろう。或る額の公債 *national debt* は貧乏人或は社会の熟練していない階級の貯蓄に対する投資として望ましく欠く事のできないものであると主張せられている。（産業の発展は大公的会社の株式或は債務の如き殆んど安全で面倒のない投資の他の方法を漸次に与へるといふことは別として）その関心における便宜は否認することはできない。しかし公債 *funds* の投資の眞の優越は国家の保証において成り立つということだけである。そうしてこのことは強制的課税を伴なう公債 *public debt* ということより他の手段によって与へられている。この目的のために答へ得る一方法は国中に支店をもっており預金と割引をとりあつかう国立銀行である。即ちそれは信託してくる貨幣を受けいれそうして資金を一定の利率で又は株式組織の銀行の如く浮動せる均衡の利子を酌量するであろう。その与へられる利子は政府の投資のより大なる保護についての割合において個人が借用できるところの割合よりひくい進行である。そうして設立の経費は銀行が払うところの利子とその預金を商業、農業又はその他の担保の貸出しによって獲得せられ得るであろうところの差異によって支払はれるのである。この種の組織については公債 *public funds* によって提供する目下の投資の便宜なる方法と同じく供給の手段として原理においても実際においても克服できない欠陥ではないのである。財産の利子で生活する処の社会の階級を保障する為にこれらの人々は他の方法でそれを信託する必要のもとに破産によっておこる損失の危険に対

して国家を一大保險会社に組織することになるであらう」と論するのである。⁽²³⁾

要するにJ・S・ミルにありては一般の租税収入をもって公債償還費に充当するときにおいて財産に対して適当なる割合によって課された租税収入によって償還されるときは妥当であるが一般税によって償還されるとすれば財産を所有せず所得のみによって生活する個人はそれを支払うために私債をおこななければならなくなってくるのである。従つてこのことは公債が私債に転嫁することになり、いろいろと弊害が伴なうものであるから一般の租税収入によつて之を償還する方法は承認できないとなすのである。そうして財産税の徴収によつて公債の償還を即時になすことについては反対の見解をとり公債の償還は財産課税による租税収入によつて充当することよりも財政上の余剰金によつて之に充当することの方が適當であるとするのである。財政上の余剰金は第一には悪税の廃止から生ずる歳入不足を補填するために用いられるのが妥当であるが財政制度が合理化されて納税者の負担が最少となりそうして租税収入を以て財政需要に充当され得るようになり尚余剰収入が生ずるようになればはじめて公債の償還に当てらるべきである。然し租税を課することによつて国民を比較的圧迫しないと考へられる相統税収入によつて公債償還に充当せられることは非難すべきことではないと主張している。J・S・ミルにおいてはA・スミス、D・リカアドオの公債に関する見解を祖述しているように考へられるのであるが公債の労働者に及ぼす影響などを考慮するなどしてその趣を異にするところが見られるのである。

(1) Adam Smith, *Wealth of Nations*, pp. 879-881.

(2) 井手教授は「スミスの租税と公債との比較論には、理論的に問題となるべき点は他に、少なからず存在する様に思われる。が、ここでは、之等の問題について、追求することはせず、ただ、スミスの結論、即ち戦費財源として、公債よりも租税を採るべし、とする見解の意義について考察して見たい。」と前提せられ「そもそもスミスが公債を問題とするに

至つたのは、戦時における租税経済としての財政の不適合性が、その原因であつた。平時においては、財政は租税経済たることが可能であり、また最ものでましい。この租税経済が戦時において、破綻を来すところに、公債の発生が必然化するのである。戦時財政として租税経済が不適格なる理由は二つある。その一は、平時において既に、辛うじて経常費を支弁するに足る租税収入は、とうてい戦費を支弁し得ざること、その二は、戦争勃発に際しての急速なる戦費調達目的を、租税による方法は充足し得ざること。これによれば、好むと好まざるとに拘らず戦時における公債依存は必然的である。換言すれば、いかに公債が生産力的見地から、租税に比し、好ましくないとせよ、戦争という現実を前提とするかぎり、それは採用されねばならない筈である。それにも拘らず、スマスは、戦費財源としての公債と租税との比較をなし、租税を選択するに至っていることは、既にのべた様に、たしかに矛盾である。しかし我々は、これを矛盾とみ言い切らないで、この矛盾の意味を説明することが必要であると思う。この場合、我々は、スマスが、平時における租税経済の安定性をいかに解釈していたかという事についての再検討から出発しなければならぬと思う。既述の如く、スマスは平時において、租税収入（より厳密には政務収入プラス租税収入）が経常費と同額であると考へてゐると我々は解釈した。しかし、実は、この租税収入と経常費との量的關係は、必ずしも絶対的なものとは考へられてゐなかつたのではないか。即ち経常費の膨脹は政府の浪費によるものであるが、スマスは、この浪費を一応、彼の所謂商業的社會において必然的と認めながら、他面、或程度抑止可能と考へてゐたのではないか。若しそうとすれば、経常費はそれだけ縮小し、徴収可能なる租税収入よりも少額となる。即ち平時における租税経済は、辛うじて存立が可能なのではなく、或程度ゆとりのあるものとして考へられてゐたのではなかつたか。従つてまた、戦費支弁のための租税の増徴が可能と考へられてゐたのではなかつたか。かくてはじめて、戦費財源として、租税か公債かの問題が提起され得るのである。即ち、スマスは、先ず最初に、平時において、租税経済が、生産力的見地よりのぞましきこと、及び、その可能性を論証した。しかし彼はついで、戦争という最大の生産的國家活動の下における、租税経済の在り方について考察せざるを得なかつた。ここで彼は、租税経済の破綻を認めながら、この破綻から必然的にもたらされる公債の考察に移行し、生産力見地から、公債を否定し去つて、再び租税経済へと復帰している。つまるところ、スマスが戦時においても、財政が租税経済であることをぞましきものとなしてゐることは明らかであるが、これが単なる非現実的な願望にとどまることなく、實際においても可能であるという思想が、彼において潜在していたと見てよいであらう。ただ、当時、戦争のために租税収入が不足し、公債が累積したことは嚴然た

る事実であつた。しかしスミスは、この現実には、絶対不可避のものではなくして、政府の浪費の相当の抑止により、回避可能のものと考へていたのではないか。「戦時における租税の不適格性の第二の理由として、スミスは、戦争勃発に当り、急速なる戦費の調達が、租税の方法によつては（たとえ増徴の可能性はあるにしても）不可能である点を挙げている。これによれば、いかに公債がのぞましくもないにしても、少くとも戦争の初期には、公債依存が不可避的と思われる。スミスは、しかし、この点には、ついに、その後触れていない。とにかく、戦費財源としての公債と租税との選択問題に関するスミスの論旨が、全体的に見て、澄明を欠いている事は争われなからう。このことは、生産力的見地から、戦時下においても租税経済を支持せんとする政策的要求が、強く前面に押し出され、戦時下における租税経済の可能性の理論的証明が欠如していることにもとづくものと思われる。最後に、スミスが、租税による時、戦争の勃発が阻止され、または戦争がより早く終結するであろうとなし、この点において、公債に対し租税を選択する有力な論拠を見出し、またついで一言したい。スミスにおいては、戦争の発生に伴う租税か公債かの論議よりも、戦争という最も不生産的な国家活動の発生そのものの否定の方がより大なる関心事だったのである。平和を出来うるかぎり維持し、租税経済の安定化を図ること、ここに、生産力の発展の条件をスミスは見出していたのである。而してかかる条件は、戦費調達上、あくまでも租税主義を貫くことによつて実現されるとスミスは考へていたのである」（井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」二九〇頁―二九三頁）と論ぜられている。

(3) Adam Smith, *ibid.*, p. 881 され等の諸国とはイタリア Italia ジェノヴァ Genoa ナポリ Naples ヴェネツィア Venice スペイン Spain フランス France オランダ Netherlands United Provinces 等である。(Adam Smith, *ibid.*, p. 881.)

(4) Adam Smith, *ibid.*, pp. 881-882.

(5) Adam Smith, *ibid.*, p. 881.

「長期公債の制度の慣行を採用した国家はいずれも次第に疲弊している。イタリアの諸共和国がそれをはじめたように思はれる。ジェノヴァとヴェネツィアは独立を保っている唯一つの国といはれるがいずれも長期公債の制度のために疲弊している。スペインの租税制度は之等の諸国よりも思慮にかけるところがあるがこの長期公債の制度の慣行をイタリアの諸共和国に学んでいる。そうしてその自然の力に比例してこれ等の国以上に疲弊している。スペインの公債は古い時代からあつた。それはイギリスが一シリングの負債もない百年も前スペインは十六世紀の終以前に既に相当沢山の負債をもつていたの

である。フランスは天然資源が沢山あるにもかかはらずこれ等の諸国と同種の重い負債に苦しんでいる。オランダ連合諸州はセモノア、ヴェニスと同じくらいその負債のために疲弊している。」(Adam Smith, *ibid.*, p. 881.)

(6) Adam Smith, *ibid.*, p. 882.

レイノールは「国民の不幸を招くために負債というきらいべき方法を採用した政府は、いつかは遂にそれを放棄しなくてはならぬことになり又その政府がこれを濫用すれば恐らくはその政府は不信をまぬがれざるを得なくなることは、明らかに証拠によつて確かに断言するべきである」といつている。[Raynal, *Histoire philosophique, Amsterdam*, 1773, tom. iv, p. 274] (Adam Smith, *ibid.*, p. 882.)

(7) Adam Smith, *ibid.*, p. 882.

「議会の法律又は勅令により六ペンスが一シリングの名目価格をもつようになり従つて六ペンス二〇個が一ポンドの名目価格をもつようになるならば旧名目価格のもとに二〇シリング即ち銀約四オンスを借りた人は新名目価格における六ペンスを二〇個即ち銀二オンス弱を支払へばよいことになる。イギリスの現在の確定公債及び短期公債の元金は一億二八〇〇万ポンドである。これをこの方法によるときは現在のイギリスの貨幣の六四〇〇万ポンドを以て償還され得るであらう。勿論これは一種の偽装されたる償還であつて公債の債権者はその支払はれる金額のなかで一ポンドに対して一〇シリングを詐取されたことになるのである。」(Adam Smith, *ibid.*, p. 882.)

(8) Adam Smith, *ibid.*, pp. 882-883

「ローマ人はポエニ戦争 (the Punic Wars) は紀元前二六四—一四六年までのローマとカルタゴ Carthage 間で行はれた三回の戦争—筆者) の第一回の終期においてすべての貨幣の価値を計算する貨幣或はその名目価格であるアス As (古代ローマにおける重さの単位で一二オンス約三二七グラムであるが、又青銅貨として元來の目方は一二オンスである—筆者) を銅一二オンスの含有量から僅か二オンスしか含まないことにした。即ち二オンスの銅の名目価格をひき上げて今迄の一二オンスの価値を表はすものとしたのである。共和国はこのようにして、借り入れた巨額の債務を真実に借り入れていた額の六分の一で償還することができたのである。かくの如き急激にして巨大なる破産は烈しい人民の喧噪をひきおこしたに相違ないと現在では我々は想像しがちであるが、そうしたことをひき起したようにも思はれない。それを規定した法律は貨幣に関する他の法律と同じく護民官 tribune (古代ローマにおける民衆から選出したる民衆保護者—筆者) によつて

人民集会に提出され成立させたものであって極めて人気のある法律であった。ローマにおいては他のすべての古代の共和国におけると同じく貧しい人々は富裕なる人々や上流の人々に対して絶へず負債を負っていてこれ等の人々は毎年選挙に際して票を確保するために極めて高利で貨幣を貸付けるのが常であった。この高利は決して支払はれることなくすぐに債務者が弁済できない又第三者が債務者のために弁済することのできない程巨額に達しているものであった。従つて債務者は極めて苛酷なる執行をおそれて何等の報酬をうけずに債権者の推薦する候補者に投票しないわけには行かなかつたのである。取崩と買取とについての法律があるにもかかはらず候補者の贈物は元老院 *senate* によつて命ぜられる時折の穀物の配分とともにローマ共和国の後半の時期においては貧しい市民がその生計費を獲得する主たる基金 *funds* となつていたのである。貧しい市民は債権者に対するこの服従を免れるため債務の完全なる撤廃又は「新法」*New Tables* と呼んでいたところの即ち累積した債務の一部分の弁済を以て完済したことにする法律を要求したのである。すべての貨幣の名目価格をいままでの価値の六分の一に引下げるといふ法律は真実の債務の六分の一を以て償還し得るものであるから最も有利な新法と同じであつた。国民を満足させるために富者と権力者とは債務の切捨又は新法の設定に数回に亘つて同意させられたのである。そうしてこの同意したことは一部はこの理由によることであるが、又一部は富者や権力者が指導権をもっている政府が公共的收入を解放すればその活力を回復すると期待したからである。この種の操作は一億二千八百万ポンドの債務が三十三万三千三百三十三ポンド六シリング八ペンスとなる。第二回のポエニ戦争のときはアスは更にその価値が引下げられた。即ち第一回は二オンスの銅が一オンスになり、第二回は一オンスで半オンスに下げられた。即ち最初の価値の二十四分の一に引下げられたのであつた。〔ローマの歴史に関する本章は *Pliny, H. N., lib. xxxiii, cap. iii.* によつてゐるが現代の論評はここに述べられてゐるほど事實は単純でなかつたといふことを窺見せられてゐる〕。ローマのこの三つの操作を一つに行うとすれば現在の貨幣で一億二千八百万ポンドの債務も直ちに五百三十三万三千三百三十三ポンド六ペンス八シリングに切り下げられるであらう。従つてこの方法によればイギリスの巨額なる公債も直ちに償還せらるべきであらう。〔*Adam Smith, ibid., pp. 883-884.*〕

(○) *Adam Smith, ibid., p. 884.*

(◎) *Adam Smith, ibid., p. 884.*

「例へばイギリスの銀貨の一ポンドの中には現在の標準による一八ペニー・ウェイト *penny-weight* の合金があるが、こ

れに対して八オンスの合金を混入するならば一ポンド即ちこのような貨幣の二〇シリングは現行貨幣の六シリング八ヘン
ス強の価値しかもたなくなるであろう。かくして現行の貨幣六シリング八ヘンスに含有される銀量はほぼ一ポンドという
名目価格 denomination に高められたことになる。」(Adam Smith, *ibid.*, pp. 884-885.)

(11) Du Change Glossary, voce Moneta; the Benedictine edition. これは貨幣に行はれた変動の表を示している。そう
してこれは Le Blanc, *Traité historique des Monnoyes de France*, 1792 より参照しているがこれの二一八頁には役人は
誓約によってその秘密を誓はされたと述べられているが、これよりもっと入手の容易なる Melon, *Essai politique sur le*
Commerce, chap. xiii., ed. of 1761, p. 177 に引用されてゐる。(Adam Smith, *ibid.*, p. 885.)

(12) Adam Smith, *ibid.*, p. 885.

(13) Adam Smith, *ibid.*, p. 885.

(14) Adam Smith, *ibid.*, pp. 885-886.

(15) Adam Smith, *ibid.*, pp. 886-900.

(16) 拙稿「A・スミス D・リカアドオ J・S・ミルにおける公債に関する理論の展開」I——古典学派における財政
思想(5)——(立命館経済学 第十四巻 第三号) 二註 (5)。リカアドオの減債基金論について我國では井手文雄訳
「リカアドウ公債論」があり、「リカアドウの減債基金論」なる極めて詳細にして巨大なる研究 (井手文雄著 新版増
訂「古典学派の財政論 第三編 リカアドウの減債基金論 三二七頁—四四五頁)があり、高木教授の貴重なる研究(高
木寿一著「近世財政思想史」第九章 リカアドオの租税・公債理論 一五五頁—一七二頁)を初めとしその他重要な研
究 神戸正一稿「戦費の財源としての公債」(経済学論集 第十巻 第十二号、第十一巻 第二号)など多数のものがあ
り敢てここにその再説するの必要を認めないのである。

(17) 公債の償還のために毎年一般会計より一定の資金を繰り入れ、公債の償還にあてる特別の基金会計を、減債基金とい
う。学説史上最も有名なのは、一七七二年ブライスが考案し、一七八六年小ピットが実施に移したイギリスの減債基金で
ある。この方法は毎年一〇〇万ポンドを一般会計より基金に繰り入れて公債を買上げ、この公債の利子と毎年の繰入金とを
加えた資金で、さらに公債を買上げるようにし、総額二億六七〇万ポンドの公債を五〇年間で償還しようとしたもの
である。現実には基金繰入れのため、旧債以上に高利の新債を募集する必要にせまられたので、実質的効果をあげるにい

たらなかつた。しかし、この基金の存在により、租税の軽減を阻止して国庫余剰作出の効果をあげ、高利借換えによつて、公債元本を減じ、また、低落した公債価格を引き上げ、のちに低利借換えをする素地をつくることができた。この基金は、けつきよく一八二九年に廃止されたが、一八七五年にふたたび設けられたときは、国庫の眞の余剰を年々繰り入れることに努めた。(体系「経済学小辞典」(東洋経済新報社)四五七頁―四五八頁による)「リカアドウによつて批判の対象とされた減債基金制度は、複利累積の機構を有するものであつた。一千七百八十六年、ビットの減債基金制度が実施されて以來、リカアドウ時代まで、英国において採用されて來た減債基金制度は、實に、この複利累積という作用を基礎に持つていたものであつた。もとより、その間、種々の表面的な変更は加えられたものではあるが、複利累積の機構をもつ点において、本質的には不変であつた。リカアドウが、批判の対象として、この種の減債基金制度を選んだのは、蓋し当然の事であつた。彼とても、かかる減債基金制度が唯一のものとは考えていながつたが、あらゆる減債基金制度の中で最も有力なるものと考え、之を批判すれば、他の種の減債基金制度を批判する必要はないとしていた様である。」(井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」三三五頁)

(8) D. Ricardo, Essay on the Funding System, 1820. & Edinburgh Review, Oct. 1827.

(9) Karl Diehl 1864-1943 Sozialwissenschaftliche Erläuterungen zu David Ricardos Grundgesetzen der Volkswirtschaft und Besteuerung, 2Bde., 1906 鷲野隼太郎「リカルド経済学」

(20) 井手教授は「公債を排斥するの余り、租税重圧の国民経済に及ぼす影響を軽視したことが、彼の理論の迷路の発端をなした。しかし、更に、節約による資本の増大を以て、一國産業を隆盛に導く要因なりとしたところに、この発端の原因が潜んでいる。もちろん彼が公債を排斥して租税を撰んだには理由がある。當時は資本主義興隆期にあたり、資本の過剰どころか、むしろその不足が嘆かれていた時代である。かかる状態の中で、公債が国民経済上有害なりと考えられたのは当然であろう。次に、當時は自由放任の思想が支配的であつて、政府の支出は、戦費(原典は貴とされている。誤植ならん―筆者)のみならず、他の一切の部門の支出が不生産的なりと考えられていた。國家経費は出来うる限り小額なるがのぞましかつた。しかし、かかる小額の経費を支弁するに要する程度の租税ならば、企業家は充分に担税能力ありと考えられたことも当然であつた。かくて資本主義興隆期の財政政策は、経費は出来得る限り節減し、収入はすべて租税を以て賄ひ、收支均衡を厳密に維持していくことを以て、最良の方法とした。リカアドウは、まさに、右の如き新興資本主

義の財政々策を主張したのである。しかも、当時、うちづく戦争のために、公債の異常なる膨脹をまのあたり見せつけられて、彼の主張は勢い極端に走りざるを得なかつた。斯くて、戦費は絶対に租税によるべし、という主張となり、——理論的矛盾を暴露せざるを得なかつたのである」(井手文雄著 新版増訂「古典學派の財政論」四四四頁—四四五頁)と云はつた。

- (17) Zorn, Ueber die Tilgung von Staatsschulden, 1905. Baumstark, Volkswirtschaftliche Erläuterungen vorzüglich über David Ricardos System, 1838. Nebenius, Ueber die Natur und die Ursachen des öffentlichen Kredits, 1829.

- (18) John Stuart Mill, Principles of Political Economy, p. 878

- (19) John Stuart Mill, *ibid.*, pp. 878—880